

**新型コロナウイルスに感染の恐れがある状況下における
避難所運営に関する指針**

水戸市

目 次

1	避難所の開設、閉設基準	1
2	開設する避難所等	1
3	情報発信	2
4	対応職員	3
5	一般の避難者の対応（小学校での対応）	4
6	避難行動要支援者等の対応（市民センターでの対応）	6
7	健康観察期間中の者、体調不良者等の対応（中学校での対応）	7
7 - 1	健康観察期間中の者（中学校 体育館）の対応	8
7 - 2	体調不良者（中学校 特別教室等）の対応	9
8	宿泊施設等で療養中であった感染者の対応	10
9	避難所において、感染が確認された場合等の対応	10
10	避難所閉設後の消毒	10
11	指針の見直し等について	11

新型コロナウイルスに感染の恐れがある状況下における避難所運営に関する指針

新型コロナウイルスに感染の恐れがある状況において、地震、河川洪水、津波等の災害があった場合に備え、災害から市民の生命を守るとともに、感染リスクを可能な限り低減するため、次のとおり、避難所運営等に関する事項を定める。

1 避難所の開設、閉設基準

(1) 開設基準

水戸市から「避難情報」を発表した際ににおいては、速やかに避難所を開設する。

市民への被害が想定されない状況においては、感染防止の観点から、市民が自らの判断により避難する「自主避難」の受け入れに向けた開設は行わない。ただし、地震で自宅が倒壊する恐れがあるなど、個別の避難が必要となる災害の場合は、対象者を限定した上で自主避難の受け入れも行う。

(2) 閉設基準（避難勧告等の解除）

通常は、夜間帯において避難勧告等の解除は行わないが、感染リスクの減を図るため、避難者の安全が確保された段階で、「時間帯を問わず、避難勧告等の解除」を行い、解除後においては、避難者の実情にも配慮しながら、避難所の早期閉設に努める。

2 開設する避難所等

(1) 開設する避難所

①感染の拡大状況や避難者に応じて、下記のとおり受け入れを行うことを基本とする。

【感染小康期（小中学校が再開している場合）】

ア	一般の避難者	・・・・ 小学校（体育館）
イ	避難行動要支援者等	・・・・ 市民センター ^{注1}
ウ	健康観察期間中の者（濃厚接触者等）	・・・・ 中学校（体育館） ^{注2}
エ	体調不良者	・・・・ 中学校（特別教室・会議室等） ^{注2}
オ	感染が確認されている者	・・・・ 個別対応（病院等）

【感染拡大期（小中学校が休業している場合）】

ア	一般の避難者	・・・・ 小学校（体育館、教室）
イ	避難行動要支援者等	・・・・ 市民センター ^{注1}
ウ	健康観察期間中の者（濃厚接触者等）	・・・・ 中学校（体育館） ^{注2}
エ	体調不良者	・・・・ 中学校（特別教室・会議室等、教室） ^{注2}
オ	感染が確認されている者	・・・・ 個別対応（病院等）

注1：通常御協力いただいている民間福祉施設の利用は、入所者へ感染が拡大することから行わない。

注2：健康観察期間中の者や体調不良者については、災害や感染の状況、対象者の数、健康状態等によっては、個別対応とする。

通常時		感染小康期 (学校再開時)		感染拡大期 (学校休業時)	
一般の避難者	指定避難所 (小・中学校 市民センター)	一般の避難者	小学校 (体育館)	一般の避難者	小学校 (体育館, 特別教室等, 教室)
	避難行動要支援者等	民間福祉施設	避難行動要支援者等	市民センター	
		指定避難所 (福祉避難室) 等	健康観察期間中の者 (濃厚接触者等)	中学校 (体育館) ※	
体調不良者	(福祉避難室) 等	体調不良者	中学校 (特別教室等) ※	体調不良者	中学校 (特別教室等, 教室) ※
			感染が確認されている者	個別対応 (病院等)	感染が確認されている者

※ 人数等の状況より個別対応

②避難者の分散を図るため、当該エリアの全ての指定避難所を開設する。また、多くの避難者が見込まれる場合は、災害の事由、規模等に関わらず、全ての指定避難所を開設するとともに、状況に応じて、個室のある民間宿泊施設等とも調整を行う。

③学校再開時においても、災害の規模等に応じて、小中学校の教室等を活用することについて、教育委員会と調整する。

④家族連れ等において、受け入れ先が異なる場合は、避難時の家庭での生活（一緒に生活しているのか否か等）に準じながら、家族の意向も確認して受け入れ場所を決める。ただし、体調不良者や健康観察中の者が一般の避難者や避難行動要支援者の受け入れ先に避難することがないよう、留意する。

上記の対応の結果、児童等が単独で避難生活を送ることとなった場合等においては、災害対策本部へ連絡し、指示を受ける。

⑤健康観察期間中の者や体調不良者については、災害や感染の状況、対象者の数、健康状態等によっては、個別対応とし、避難所の集約や民間宿泊施設等への移送を検討する。

(2) バックアップを行う施設

避難者対応の中で、「感染者の発見等に伴い、避難者の移動が必要となるケース」や「新たなゾーンを設ける必要のあるケース」も想定されるため、バックアップ施設として県立高校を活用できるよう、あらかじめ茨城県教育委員会等と調整する。

3 情報発信

(1) 親戚・知人宅への避難の推奨

避難所の密集を避けるため、平時から、「災害が起きた際に可能な方は、親戚の家等で安全な場所があれば、そちらに避難すること」を呼びかける。また、発生が予測できる災害の場合は、「事前に余裕を持って、親戚の家等に避難しておくこと」を呼びかける。

(2) 避難場所の周知

感染している恐れのある個別対応者や体調不良者が他の避難者との接触することを防ぐため、保健

所等と連携のもと、平時から避難する際の場所や手順の広報に努める。

(3) 衛生用品等の持参の呼びかけ

避難所における接触や混雑を低減するため、平時から、避難の際には「体温計」や「マスク等の衛生用品」を持参するよう啓発する。

(3) 健康観察期間中の者、感染が確認されている者への個別連絡

大型台風の接近が見込まれるなど、今後、災害が起きる可能性が高い場合には、健康観察期間中の者や個別対応者の人数に応じて、可能な範囲で、電話等で事前に対象者へ個別に連絡し、避難場所等を伝える。

4 対応職員

(1) 勤員体制

避難所運営については、市の職員が対応することを基本とし、以下のとおりとする。

①チーム制による対応

ア 職員が感染した場合においても、自宅待機が必要な職員が最小となるよう、チーム制による対応を基本とする。

イ 対応職員は、職場への感染防止の観点から、「状況によっては当面の間、通常職務を行うことができない可能性があること」を前提に、「基礎疾患や妊娠の有無を確認し、当該対応職員から外した上で」全庁的に選別し、編成を行う。その際、状況に応じて、全庁的な業務縮小についても検討を行う。

ウ 1チーム 3～5名編成、常に同じメンバーで対応し、チームリーダーを任命する。

エ チーム内の職員が感染した場合は、チーム内の他職員は、全員自宅待機とする。

オ 対応チームのローテーションは、初動時を除き、開設避難所が10程度である場合は「8H／日」の3ローテーション、それ以上の場合は「12H／日」の2ローテーションを目安とする。

(2) 健康、衛生管理

①健康状態の確認

ア 対応職員は、勤務前に自身で検温を行い、施設到着時にも再度検温を行う。結果について、記録とともに、発熱が確認された場合は速やかに帰宅する。また、咳や倦怠感等の症状がある者は、避難者対応中であっても、発熱の有無に関わらず休養することを徹底し、その際は、チームリーダーに申告する。

イ 上記等により、人員の補充が必要となった場合は、他チーム所属以外から補充を行う。補充した結果、チームが当初の2倍程度の人員になった場合は、2チームに分割する。

②衛生管理の徹底

ア 対応職員は、避難所への入退室時はもとより、きめ細かな手指消毒を徹底する。

また、対応施設に応じて、避難者対応の際には、次の装備を標準とする。

○ 小学校、市民センター・・・ サージカルマスク

○ 中学校 ・・・ 防護服（ゴーグル、手袋、シューズカバー等）,

サージカルマスク（可能であればN95マスク）

5 一般の避難者の対応（小学校での対応）

(1) 受入れ準備

- ①入口に手指消毒液を設置（入退室時の実施を徹底）
- ②受付にマスク（未装着者へ配布）、体温計を設置
- ③受付を複数設置する場合は、距離を離す。また、受付に無色ゴミ袋を活用したパーテーション（シールド）を設置するなど、可能な限りの防護策を講じる。
- ④職員待機場所の確保

職員を媒体とした感染の拡大、職員の安全確保のため、職員が待機する場所を避難者と離れた場所に確保する。※個別の電話対応が可能な環境の場所が望ましい。

(2) 受付、誘導

- ①避難所到着時に受付を行い、「通常の避難者名簿」のほか、以下の事項を確認する。

ア 体温のほか、現在の体調（※短時間測定の非接触型体温計を導入した後は本項の見直しを行う）

体温計を持参した避難者に対しては、現在の体温確認後に受付するよう、呼びかける。

それ以外の避難者については、

避難者が少数の場合等、密にならない場合は、全員実測する。

避難者が多数の場合等、密になる恐れがある場合は、体調に不安がある方の実測を行う。

※小・中学校の場合は、保健室等に設置してある体温計も活用すること。

※体温計は、使用ごとに、消毒を実施すること。

イ 感染可能性の高低

健康観察中でないか。または、それに準じる事由はないか。等、可能な範囲で確認を行う。

ウ 基礎疾患の有無

「糖尿病」・「心不全」・「呼吸器疾患（COPD 等）」の有無、「透析を受けているか」、「免疫抑制剤や抗がん剤等を用いているか」、「妊娠しているか」等の確認を行う。

- ②上記 ア・イの確認の結果、一般の避難所での受け入れを避けるべき事項があった場合は、中学校へ誘導し、「7 体調不良者、健康観察期間中の者の対応（中学校での対応）」に基づき対応する。

- ③上記 ウの確認の結果、基礎疾患等がある場合は、高リスク者として「6 避難行動要支援者等の対応（市民センターでの対応）」に基づき対応する。

(3) 避難者間の接触・交流、面会の自粛（避難者への広報）

避難所内での感染を防ぐため、避難者同士の接触・交流、避難者外との面会を避けるよう、要請するとともに、止むを得ず会話する場合は、マスク着用の上、2m程度離れて行うよう、啓発を行う。

(4) 避難スペース

- ①避難所内の生活スペースは、隣との距離を2～3m以上離すよう配慮する。
- ②十分な距離が保てない場合は、体育館のほか、特別教室等も活用しながら避難者の分散を図る。
なお、小康期で学校が再開している場合や教室が不足しそうな場合は、他の避難所への移送、一時避難所や民間宿泊施設等の活用について、調整を行う。
- ③「間仕切り」の活用

ア 避難所運営後、ただちに世帯単位で設置を行う。

イ 「間仕切り」は、小学校、市民センターにおいては、「背の低い間仕切り」(1.2m)を使用し、「背の高い間仕切り」(1.8m)は、中学校で優先的に使用する。

ウ 「間仕切り」が不足した場合は、段ボール等を活用するなど、代替措置を講じる。

(5) 避難者対応

①健康状態の確認、健康相談スペースの設置、保健所への連絡

ア 体温計持参者に朝・夕の体温測定を呼びかけるほか、朝食時、夕食時に巡回による体調確認を行う。

イ 体調不良者の早期発見、早期回復に向け、校舎内・校庭等に健康相談を行うスペースを設置し、プライバシーに配慮した相談しやすい環境を整える。(職員待機所には設置しない。個別に職員待機所へ電話等で連絡、巡回時の申し出 → 別室で面会 の流れが望ましい)

ウ 体調が悪化した者がいた場合は、速やかに保健所へ連絡し、指示を受ける。

保健所に連絡後、保健所から特別な指示がある場合を除き、速やかに中学校へ移送するとともに、当該避難者の避難スペース及び共有部の消毒を行う。

②換気の実施、手洗い・咳エチケット等の徹底

ア 避難所においては、避難者の体調悪化を招かない範囲で窓を開口する。常時開口が困難な場合は、毎時2回以上、2方向の窓を、数分間程度ずつ全開にする。

イ 避難所への入退室時には必ず手指消毒液を使用するよう徹底するとともに、食事前等における手洗い、咳エチケット（マスク着用）の徹底を図る。

※マスク未装着者を発見した場合は、声かけ・配布を行う。

③衛生環境の確保

ア トイレやロビー等の共用部については、最低1日2回、拭き取り等により消毒を行う。

イ その他、手すりや物資等についても可能な限り消毒に努める。

④避難中の外出

ア 避難中の外出は、自宅の片付けなど復旧等に関する外出が中心であることが見込まれることから、外出中の感染予防対策を十分に行なうことを啓発した上で、積極的な外出自粛要請は行わない。

ただし、災害が短期で終息し、早期の帰宅要請が可能と見込まれる場合は、期間中の外出自粛要請についても検討する。

⑤避難生活を行っているゾーン分けの徹底

ア 避難者の受入れを「体育館」、「校舎」の両方のゾーンを使用している場合は、ゾーン間の移動を行わないよう避難者に指示する。また、「校舎」ゾーンで避難生活を送る場合は、さらに階ごとの移動についても行わないよう指示する。

イ 避難者支援については、以下のとおり、ゾーンごとに分けて行い、ゾーン間の接触を可能な限り避ける。

- ・支援物資はゾーンごとに保管、提供を行う。
- ・情報の掲示場所をゾーンごとに分ける。
- ・食事の提供は、職員が個別に配付する。

6 避難行動要支援者等の対応（市民センターでの対応）

(1) 受入れ準備

- ①入口に手指消毒液を設置（入退室時の実施を徹底）
- ②受付にマスクを設置（未装着者へ配布）
- ③受付を複数設置する場合は、距離を離す。また、受付に無色ゴミ袋を活用したパーテーション（シールド）を設置するなど、可能な限りの防護策を講じる。
- ④職員待機場所の確保

職員を媒体とした感染の拡大、職員の安全確保のため、「事務室」を職員待機場所とする。

(2) 受付

既に小学校において受付した者も含め、以下の事項を再度確認し、個別に情報管理を行う。

ア 体温のほか、現在の体調

イ 基礎疾患の有無

※糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方等の確認を行う。

(3) 避難者間の接触・交流、面会の自粛（避難者への広報）

避難所内での感染を防ぐため、避難者同士の接触・交流、避難者外との面会を避けるよう、要請するとともに、止むを得ず会話する場合は、マスク着用の上、2m程度離れて行うよう、啓発を行う。

(4) 避難スペース

- ①避難所内の生活スペースは、隣との距離を2～3m以上離すよう配慮する。
- ②「背の低い間仕切り」を使用する。

(5) 避難者対応

- ①健康状態の確認、健康相談スペースの設置、保健所への連絡

ア 朝食時、夕食時の検温のほか、2時間に1度、巡回による体調確認を行う。

イ 体調不良者の早期発見、早期回復に向け、校内に健康相談を行うスペースを設置し、プライバシーに配慮した相談しやすい環境を整える。（職員待機所には設置しない。個別に職員待機所へ電話等で連絡、巡回時の申し出→別室で面会の流れが望ましい。）

ウ 体調が悪化した者がいた場合は、速やかに保健所へ連絡し、指示を受ける。その際、忘れずに基礎疾患等についても伝達する。

保健所に連絡後、保健所から特別な指示がある場合を除き、速やかに体調不良者の受け入れ先へ移送するとともに、当該避難者の避難スペース及び共有部の消毒を行う。

- ②換気の実施、手洗い・咳エチケット等の徹底

ア 避難所においては、避難者の体調悪化を招かない範囲で窓を開口する。常時開口が困難な場合は、毎時2回以上、2方向の窓を、数分間程度ずつ全開にする。

イ 避難所への入退室時には必ず手指消毒液を使用するよう徹底するとともに、食事前等における手洗い、咳エチケット（マスク着用）の徹底を図る。

※マスク未装着者を発見した場合は、声かけ・配布を行う。

- ③衛生環境の確保

ア トイレやロビー等の共用部については、最低1日2回、拭き取り等により消毒を行う。

イ その他、手すりや物資等についても可能な限り消毒に努める。

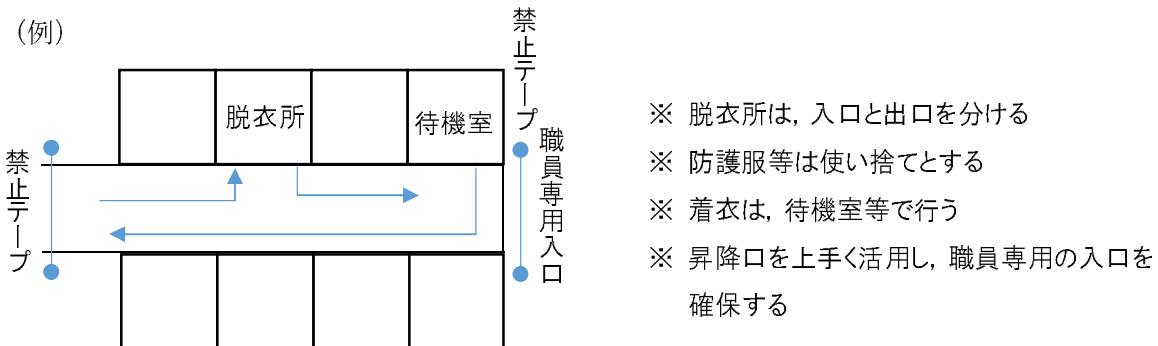
- ④避難中の外出自粛

外出はしないよう要請する。その際、決して威圧的となることのないよう、十分配慮した対応に努める。

7 健康観察期間中の者、体調不良者の対応（中学校での対応）

(1) 受入れ準備

- ①入口に手指消毒液を設置（入退室時の実施を徹底）
- ②受付にマスクを設置（未装着者へ配布）
- ③受付を複数設置する場合は、距離を離す。また、受付に無色ゴミ袋を活用したパーテーション（シールド）を設置するなど、可能な限りの防護策を講じる。
- ④職員待機場所、脱衣所、職員専用出入り口の確保
 - ア 職員を媒体とした感染の拡大、職員の安全確保のため、職員が待機する場所を避難者と離れた場所に確保する。※個別の電話対応が可能な環境の場所が望ましい。
また、可能であれば職員専用の出入り口を確保する。
 - イ 中学校対応者は、防護服等を着用した上で対応となるため、防護服を脱ぐための脱衣所を別に確保する。脱衣所には、防護服等を収容するための十分な量のゴミ袋、ゴミ箱（足で開閉するタイプが望ましい。）、消毒用具を用意する。
 - ウ 待機所、脱衣所、専用出入口の設置に当たっては、防護服着用が必要なゾーンと非着用のゾーンで動線が重複しないよう留意する。
 - エ 待機場所や脱衣所は、立ち入り禁止テープの設置や張り紙の掲示等により、避難者が立ち入らないような措置を講じる。



⑤防護服脱着方法の確認

- ア 担当チームは、防護服の脱着方法を事前に確認する。
- イ 脱着方法については、脱衣所に大きく掲示し、確認しながら脱着できるようにする。

⑥チーム内の担当分け

- ア 職員が同じ防護服で体育館と校舎を行き来することのないよう、チーム内で担当分け等を行う。

(2) 受付

- ①体調不良者等であるか、健康観察期間中の者等であるかの確認
 - ア どちらの属性であるかの確認を行い、P 1～2のとおり誘導する
※ 健康観察期間中の者で体調不良者は「体調不良者として誘導」する。

(3) 移送の検討

- ①避難所生活が長期に及ぶ見込みの場合は、体調不良者等の症状悪化を防ぐため、民間宿泊施設等への移送の検討を行う。

【7－1 健康観察期間中の者（中学校　体育館）の対応】

(1) 保健所への連絡

濃厚接触者等の健康観察期間中の者の人数について、保健所へ連絡し、特別な指示があれば従って行動する。

(2) 避難スペース

①避難所内の生活スペースは、隣との距離を2～3m以上離すよう配慮する。

②「間仕切り」の活用

ア　避難所運営後、ただちに世帯単位で設置を行う。

イ　「間仕切り」は、「背の高い間仕切り」とする。

(3) 避難者間の接触・交流、面会の禁止（避難者への広報）

避難者同士の接触・交流を避けるよう指示するとともに、避難者外との面会も禁止とする。

(4) 避難者対応

①健康状態の確認、健康相談スペースの設置、保健所への連絡

ア　朝食時、夕食時の検温のほか、2時間に1度、巡回による体調確認を行う。

イ　体調不良者の早期発見、早期回復に向け、校内に健康相談を行うスペースを設置し、プライバシーに配慮した相談しやすい環境を整える。（職員待機所には設置しない。個別に職員待機所へ電話等で連絡、巡回時の申し出→別室で面会の流れが望ましい。）

ウ　体調が悪化した者がいた場合は、速やかに保健所へ連絡し、指示を受ける。

保健所に連絡後、保健所から特別な指示がある場合を除き、速やかに体調不良者の受け入れ先へ移送するとともに、当該避難者の避難スペース及び共有部の消毒を行う。

②換気の実施、手洗い・咳エチケット等の徹底

ア　避難所においては、避難者の体調悪化を招かない範囲で窓を開口する。常時開口が困難な場合は、毎時2回以上、2方向の窓を、数分間程度ずつ全開にする。

イ　避難所への入退室時には必ず手指消毒液を使用するよう徹底するとともに、食事前等における手洗い、咳エチケット（マスク着用）の徹底を図る。

※マスク未装着者を発見した場合は、声かけ・配布を行う。

③衛生環境の確保

ア　トイレやロビー等の共用部については、最低1日2回、拭き取り等により消毒を行う。

イ　その他、手すりや物資等についても可能な限り消毒に努める。

④避難中の外出自粛

健康観察期間中は、外出しないよう要請する。その際、決して威圧的となることのないよう、十分配慮した対応に努める。

⑤避難生活を行っているゾーン分けの徹底

ア　「校舎」へは、移動しないことを徹底する。

イ　避難者支援については、避難者同士の接触・交流を避けた上で行う。

・支援物資、情報の提供は個別に行う。

ウ　避難者対応は、防護服一式（ゴーグル、手袋、シューズカバー等）+サージカルマスク（可能であればN95マスク）を装備し行う。また、職員待機所へ移動する際には、脱衣所で、防護服等を外した上で移動する。

エ　脱衣した防護服等は、ゴミ袋に入れる。退室前に必要に応じて手指消毒液、消毒シート等を使用し衛生状態の確保を徹底する。

【7－2 体調不良者（中学校 特別教室等）の対応】

(1) 保健所への連絡

①体調不良者の人数、聴き取りした症状について、保健所へ連絡し、個別に指示を受ける。

保健所の指示により避難所での受け入れとなった者、または、保健所の指示待ちの状態である者については、体調不良者として対応する。

(2) 避難スペース

①教室活用の順番、1教室当たりの人数等

ア 教室を活用する場合は、特別教室や会議室を優先して使用し、「人数に余裕がある状態においては、1教室に1名」、「そうでない場合は、1教室に5名程度」を限度に「背の高い間仕切り」を使用した上で療養させる。あわせて、段ボールベッドを活用する。

※1名とした場合も、今後の増加を想定した配置を行う。

(3) 避難者間の接触・交流、面会の禁止（避難者への広報）

避難者同士の接触・交流を避けるよう指示するとともに、避難者外との面会も禁止とする。

(4) 避難者対応

①健康状態の確認、健康相談スペースの設置、保健所への連絡

ア 朝食時、夕食時の検温のほか、2時間に1度、巡回による体調確認を行う。

イ 体調不良者の早期発見、早期回復に向け、校内に健康相談を行うスペースを設置し、プライバシーに配慮した相談しやすい環境を整える。（職員待機所には設置しない。個別に職員待機所へ電話等で連絡、巡回時の申し出 → 別室で面会 の流れが望ましい）

ウ 体調がさらに悪化した者等がいた場合は、速やかに保健所へ連絡し、指示を受ける。

②換気の実施、手洗い・咳エチケット等の徹底

ア 避難所においては、避難者の体調悪化を招かない範囲で窓を開口する。常時開口が困難な場合は、毎時2回以上、2方向の窓を、数分間程度ずつ全開にする。

イ 避難所への入退室時には必ず手指消毒液を使用するよう徹底するとともに、食事前等における手洗い、咳エチケット（マスク着用）の徹底を図る。

※マスク未装着者を発見した場合は、声かけ・配布を行う。

③衛生環境の確保

ア トイレやロビー等の共用部については、最低1日2回、拭き取り等により消毒を行う。

イ その他、手すりや物資等についても可能な限り消毒に努める。

④避難中の外出自粛

体調不良者については、回復まで外出しないよう要請する。その際、決して威圧的となることのないよう、十分配慮した対応に努める。

⑤避難生活を行っているゾーン分けの徹底

ア トイレ使用等を含め「自分が療養する階」以外に移動しないよう指示する。

特に、「体育館」へは、移動しないことを徹底する。

イ 避難者支援については、避難者同士の接触・交流を避けた上で行う。

・支援物資、情報の提供は個別に行う。

ウ 避難者対応は、防護服一式（ゴーグル、手袋、シューズカバー等）+サージカルマスク（可能であればN95マスク）を装備し行う。また、職員待機所へ移動する際には、脱衣所で、防護服等を外した上で移動する。

エ 脱衣した防護服等は、ゴミ袋に入れる。退室前に必要に応じて手指消毒液、消毒シート等を使用し衛生状態の確保を徹底する。

8 宿泊施設等で療養中であった感染者の対応

(1) 事前対応

①宿泊施設の選定

平時において、感染者を宿泊施設等に滞在させる際には、浸水想定区域等災害リスクの高い区域の宿泊施設は避ける。

(2) 宿泊施設滞在時における突発的な災害の対応（地震、火災時等の対応）

施設選定の際に津波・洪水のリスクを避けた場合、考えられる災害は、「地震」、「火災」が想定される。対応は、それぞれの災害に応じ、次のとおりとする。

①「地震」、「火災」の場合

「地震」、「火災」時は、状況によっては、建物内にいることで甚大な被害となることから、倒壊、延焼など、建物内に危険がある場合は、屋外の広場等の安全な場所に誘導した上で災害対策本部に報告する。本部においては、市内の被害状況を速やかに把握し、代替施設の調整を行う。

(3) 感染者が自宅療養をしている場合の対応

今後の感染状況によって、感染者が自宅療養を行う事態となる状況になった場合は、次のとおり対応する。

①河川洪水等の「事前に災害が予測できる場合」

個別に事前連絡を行い、移送等の対応を行う。

②地震等の「突発的な災害の場合」

感染者が自宅療養を行う事態となった場合においては、自宅療養の決定がされた者に対し、あらかじめ災害が起きた場合の避難場所について指示を行う。避難場所の選定については、自宅療養となった者の数に応じ、順次調整を行う。

9 避難所において、感染が確認された場合等の対応

(1) 感染の恐れが高い者（PCR検査実施者）の対応

各避難所において、感染の恐れが高い者（PCR検査実施者）が確認された場合は、体調不良者の受け入れ先において、個室で収容することを基本とする。検査の結果、陰性であれば「5-1 体調不良者の対応」に基づき対応する。陽性の場合は、保健所の指示に従うとともに、移送後の消毒を念入りに実施する。

(2) 避難所閉鎖の考え方

①避難者や開設避難所が少ない場合は、市中感染の状況も踏まえた上で、感染者と同じゾーンにいた避難者の移送の検討を行う。

②避難所に余裕のない場合や、市中感染が拡大している状況等においては、当該感染者の避難スペースや共有スペースの消毒を徹底した上で、継続して避難所として使用する。

(3) 避難者への広報

感染が確認された段階で、当該避難者が避難していたゾーンに対し「感染者が確認された」旨の公表を行う。

10 避難所閉設後の消毒

避難所閉設後は、保健所の指導のもと、専門業者等を活用し念入りな消毒を実施する。

11 指針の見直し等について

本指針については、感染拡大の状況等を踏まえて、隨時見直しを行うものとする。

また、現地対応においては、現地の状況に応じて、臨機応変に対応することが重要であることから、指針の対応に疑義が生じた場合は、速やかに災害対策本部に連絡し、対応を協議するものとする。